


鶴嶺八幡宮参道松並木について


1. 令和4年度に実施した松並木の伐採・剪定等について：別紙資料「緊急剪定松位置図」 印
市民の方よりご連絡いただき、また台風や大雨に係る参道清掃時に確認された松について、通行される方の安全、安心のための緊急対応として剪定、伐採を行いました。

令和3年度第1回文化財保護審議会において審議いただいたマツ（東側 No. 47～50・52、西側 No. 79～84・98）について、その後の社会経済情勢や緊急度から実施対象を見直したなかで、西側 No. 19、38・39、79～84、98 について、剪定を実施しました。

東側 No. 1、2、5～7、27、31、33、西側 No. 1～3、6～8、24、25、27、48～52、55、70 については、歩道も狭く、歩行者、自転車とも通行に支障があり、顔に当たるとのこをふまえ、必要の高さ、範囲で職員により剪定しました。

東側 No. 34 については、高さ約 10m のところの枝が枯死し折れて折れ下がっておりました。西側 No. 55 については、高さ 3m のところの樹皮が剥がれ浮いた状態でした。いずれも落ちると危険であるため業者により伐採、及び職員により剥ぎとりを行いました。

西側 No. 104 については、高さ 5m 当たりで折れており、地上 1m に太さ 10cm の枝が垂れ下がり、通行ができない状況であったため、必要の高さ、範囲で職員により剪定しました。

2. 令和4年度中に行う松並木の枝の剪定について：別紙資料「緊急剪定松位置図」 印
西側 75～77 については、市民の方よりご連絡いただくなかで3月中に剪定を実施する予定です。

3. その他

参道については、日頃より特に歩道部分については、沿線にお住いの皆様により清掃作業を行っていただいております。職員が台風や大雨に係る清掃を実施する際には、沿線にお住いの皆様により清掃で集められた分も合わせて搬出を行いました。

また、歴史ひろばに関しましては、市民の方により、清掃を行っていただくなかで、放置自転車の対応やつつじの剪定を職員により行うとともに、3月中に剪定・除草清掃を実施する予定です。